

対象科目	基準（上限）	提出する証拠書類	備考
謝金	医師 50,000円 / 日・名 看護師 12,000円 / 日・名 その他運営役員 9,000円 / 日・名	領収書（または銀行振込伝票） 訂正する場合は、受領者本人の訂正印を捺印すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠書類の宛名は実行委員会（会長）名または開催県競技団体名とする。</li> <li>（ 領収書の宛名については、「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。「市町村名」や「市町村 連盟（協会）」の宛名で提出された場合は助成対象外となります。）</li> <li>・領収書は必ず自筆にて住所、氏名を記入の上、捺印（サイン不可）すること。</li> <li>・源泉徴収を行うこと。</li> <li>源泉徴収については所管税務署の指導に基づき処理すること。</li> <li>・基準上限額を超えた場合は、超過分を対象外とする。</li> <li>・謝金の対象日は各競技会の競技実施日の他、競技別実施要項に記載されている公式練習、その他競技運営上必要な前日準備等を含むものとする。</li> <li>・謝金は必ず支給対象者個人に支払うものとし、学校等への一括振込は対象外とする。</li> </ul>
印刷費	大会を実施する上で直接必要な印刷物（実施要項、競技別プログラム、報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、賞状等）印刷、製本、デザイン料、発送経費を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書</li> <li>・契約書（20万円未満の場合は請書でも可）</li> <li>・請求書</li> <li>・領収書（または銀行振込伝票）</li> <li>・作製印刷物配布先等一覧</li> </ul> 単価・部数の明細がないものは不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠書類の宛名は実行委員会（会長）名または開催県競技団体名とする。</li> <li>（ 領収書の宛名については、「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。「市町村名」や「市町村 連盟（協会）」の宛名で提出された場合は助成対象外となります。）</li> <li>・1件20万円以上（税込）の発注については、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。契約書の写しを提出すること。</li> <li>・1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。</li> <li>・コピー代は対象外とする。</li> <li>・JKA補助事業である表示がない印刷物の経費は対象外とする。</li> <li>（ 詳細は【KEIRINマークの表示について】参照 ）</li> <li>・印刷業者に依頼した経費に限る。</li> </ul>
会場費	会場借上げ、会場設営等、会場使用に関わる経費	<会場借上げ> 施設所有者（管理者）が発行する ・使用許可書または請求書等、使用明細が記載されているもの 使用許可書等に料金単位が記載されていない場合は、施設利用料一覧を添付すること。 ・領収書（または銀行振込伝票） ----- <会場設営等> ・見積書 ・契約書（20万円未満の場合は請書でも可） ・請求書 ・領収書（または銀行振込伝票）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開閉会式、競技会、会議に係る会場使用料を対象とする。</li> <li>・証拠書類の宛名は実行委員会（会長）名または開催県競技団体名とする。</li> <li>（ 領収書の宛名については、「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。「市町村名」や「市町村 連盟（協会）」の宛名で提出された場合は助成対象外となります。）</li> <li>・証拠書類は、「使用月日」及び「国体ブロック大会会場使用料」であることが明確にわかる記載があること。                      例：「但し、令和〇年〇月〇日、国体ブロック大会△△競技□□種目 体育館使用料として」</li> <li>・使用施設名、単価等が記載された書類を添付すること。</li> <li>明細が不明な場合は対象外とする。</li> <li>・看板代等は、作成した看板にJKA補助事業であることの表示がない場合は対象外とする。</li> <li>（ 詳細は【KEIRINマークの表示について】参照 ）</li> <li>・会場設営（看板代等含む）業務の発注については、1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。契約書の写しを提出すること。</li> <li>1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。</li> <li>・備品（イス、机等）は、機材・備品借上料に計上する。</li> <li>・光熱費（冷暖房代）は対象とする。</li> </ul>
機材・備品借上料	期間中一時的に借上げるための経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書</li> <li>・契約書（20万円未満の場合は請書でも可）</li> <li>・請求書</li> <li>・領収書（または銀行振込伝票）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証拠書類の宛名は実行委員会（会長）名または開催県競技団体名とする。</li> <li>（ 領収書の宛名については、「公益財団法人北海道スポーツ協会」または「北海道〇〇〇連盟（協会）」とすること。「市町村名」や「市町村 連盟（協会）」の宛名で提出された場合は助成対象外となります。）</li> <li>・1件20万円以上（税込）の場合、原則3社以上の見積合せにより業者を決定し、契約書を取り交わすこと。契約書の写しを提出すること。ただし、会場備入付けの物品を借上げる場合は、この限りではない。</li> <li>1件20万円未満の発注については、契約書の代わりに請書でも可とする。</li> </ul>

証拠書類に「大会期間」と「令和3年度国体ブロック大会△△競技□□種目」と記載してください。